



中華人民共和国不法行為法（1）

西 村 峯 裕
周 喆

中華人民共和国不法行為法
全国人民代表大会常務委員会
中華人民共和国主席令（第21号）

『中華人民共和国不法行為法』は中華人民共和国第11期全国人民代表大会常務委員会第12回会議採択、2009年12月26日公布、2010年7月1日施行。

中華人民共和国主席 胡錦濤 2009年12月26日

中華人民共和国不法行為法
(2009年12月26日第11期全国人民代表大会常務委員会第12回会議採択)

目 次
第1章 一般規定
第2章 成立要件と責任方法
第3章 免責と責任軽減の事由
第4章 責任主体に関する特則
第5章 製造物責任
第6章 自動車交通事故責任
第7章 医療（損害）責任
第8章 環境汚染責任
第9章 高度危険責任
第10章 飼育動物損害責任
第11章 物的損害責任
第12章 附則

第1章 一般規定

第1条【主旨】民事主体の適法な権利および利益を保護し、不法行為責任を明確にし、不法行為を予防又は制裁し、社会の調和と安定を促進するため、この法律を制定する。

第2条【不法行為の定義】①他人の民事の権利又は利益を侵害した者は、この法律により不法行為責任を負う。

②この法律にいう民事の権利又は利益とは、生命権、健康権、氏名権、名誉権、栄誉権、肖像権、プライバシー権、婚姻自由権（婚姻自主権）、監護権、所有権、用益物権、担保物権、著作権、専利権、商標権、発見権、株主権、相続権などの人格的、財産的権利又は利益を含む。

第3条【被害者の権利】被害者は加害者に不法行為責任を追及することができる。

第4条【不法行為責任の優先】①不法行為者が同一の行為により行政責任又は刑事責任を負う場合にも、不法行為責任を負うことに影響しない。

②不法行為者が同一の行為により行政責任又は刑事責任を負う場合において、その財産が損害賠償に不足するときは、不法行為責任を優先する。

第5条【特別法の優先】他の法律が不法行為責任について特別な規定を設けている場合は、その規定に従う。

第2章 成立要件と責任方法

第6条【過失責任の原則】①過失によって他人の権利又は利益を侵害した者は、不法行為責任を負う。

②法の定めにより過失の推定を受ける者が、自己に過失がないことを証明できないときは、不法行為責任を負う。

第7条【特別規定による無過失責任】他人の民事の権利又は利益を侵害し

た者が法の定めるところにより過失の有無を問わず不法行為を負う場合はその定めに従う。

第8条【共同不法行為】数人が共同不法行為によって他人に損害を与えたときは、各自連帯してその責任を負う。

第9条【教唆、幫助等】①他人に不法行為の実行を教唆又は幫助した者は、行為者と連帯して責任を負う。

②責任無能力者、制限民事行为能力者に不法行為の実行を教唆又は幫助した者は、不法行為を負う。当該責任無能力者、制限民事行为能力者の監督義務者がその義務を怠った場合は、これに応じて責任を負う。

第10条【共同不法行為者の責任（一）】数人が他人の身体又は財産の安全を危うくする行為を行い、そのうちの一人又は数人が他人に損害を与えた場合において、加害者を確定できたときは、加害者がその責任を負う。加害者を確定できなかつたときは、行為者が連帯してその責任を負う。

第11条【共同不法行為者の責任（二）】数人が各々不法行為を行い、他人に同一の損害を与えた場合において、各々が全部の損害を与える充分な行為を行ったときは、各自連帯して責任を負う。

第12条【複数の不法行為責任】数人が各別に不法行為を行い、他人に同一の損害を与えた場合において、責任の割合を確定できるときは、それぞれその責任を負う。責任の割合の確定が困難であるときは、均等に賠償責任を負う。

第13条【連帯責任における被害者の権利】法の定めるところにより、連帯責任を負う場合は、被害者は連帯責任者の一人又は全員に責任の負担を請求することができる。

第14条【連帯責任者の賠償額の確定と求償権】①損害賠償額は連帯責任者の各自の責任の割合に応じて決定する。責任の割合の確定が困難なときは、均等に損害賠償責任を負う。

②負担すべき額を超過して賠償した連帯責任者は、その超過部分につ

き、他の連帯責任者に求償することができる。

第15条【不法行為責任の内容】不法行為責任の内容は主に以下の各号に掲げるものとする。

- 一 侵害の停止
- 二 妨害の排除
- 三 危険の除去
- 四 財産の返還
- 五 原状回復
- 六 損害賠償
- 七 謝罪
- 八 影響の除去、名誉回復

②前項に掲げる不法行為責任の内容は、単独に又は併合して適用することができる。

第16条【損害賠償の内容】他人の身体を侵害し損害を与えた場合は、医療費、看護費、交通費など治療及び回復に支出した合理的な費用、及び休業による逸失利益を賠償しなければならない。障害を与えた場合は、障害者に生活補助器具費及び障害賠償金を支払わなければならない。死亡した場合は、葬式の費用及び死亡賠償金を支払わなければならない。

第17条【複数被害に対する均等賠償】一つの不法行為により複数の者が死亡した場合は、同額の死亡賠償金を確定することができる。

第18条【被害者の権利の承継】①被害者が死亡した場合、その親族は加害者に損害賠償責任を請求することができる。被害者である単位が分立、合併した場合、その権利を承継する単位が、加害者に損害賠償責任の負担を請求することができる。

②被害者が死亡した場合は、その医療費、葬式の費用などの合理的な費用を負担した者は加害者に損害賠償を請求することができる。但し、加害者がその費用を給付したときはこの限りでない。

第19条【財産的損害の算定基準】他人の財産に損害を与えた場合は、損害額は損害発生時の市場価格又は他の方法を基準として計算することが

できる。

第20条【損害賠償額の確定】 他人の身体的権利又は利益を侵害したことによって財産的な損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。被害者の損害の確定が困難である場合において、加害者がこれにより利益を得たときは、その利益を以て賠償するものとする。加害者の利益の確定が困難であり、被害者と加害者の損害額についての協議が整わないときは、人民法院に訴えを提起するものとし、人民法院が実情に基づいて損害賠償額を確定する。

第21条【被害予防請求権】 不法行為が他人の身体的、財産的な安全を危うくするときは、被害者は侵害の停止、妨害の排除、危険の除去などの不法行為責任の負担を加害者に請求することができる。

第22条【慰謝料請求権】 他人の身体的権利又は利益を侵害し、重大な精神的損害を与えたときは、被害者は慰謝料を請求することができる。

第23条【他人の被害の防止】 他人の民事的権利又は利益が侵害されることを防止、制止することにより、自己が損害を受けたときは、加害者に損害賠償責任を請求することができる。不法行為者が逃亡し、又は損害賠償能力を有しない場合において、被害者が損害賠償を請求したときは、受益者が適切な補償をしなければならない。

第24条【過失のない場合の損害の分担】 被害者と行為者の双方に損害の発生について過失がないときは、実際の情況に基づいて、双方が損害を分担するものとする。

第25条【損害賠償の支払方法】 損害が生じた場合は、当事者は損害賠償の支払方法につき協議して定めることができる。協議が整わないときは、一括して損害賠償金を支払わなければならない。一括支払が困難なときは、分割して支払うことができる。但し、相当な担保を提供しなければならない。

第3章 免責と責任軽減事由

第26条【相殺】被害者に損害の発生につき過失がある場合は、加害者の損害賠償責任を軽減することができる。

第27条【被害者の損害招致】損害が被害者の故意によりもたらされた場合は、行為者は責任を負わない。

第28条【第三者による損害】損害が第三者によりもたされた場合は、第三者が損害賠償責任を負う。

第29条【不可抗力免責】不可抗力により他人に損害を与えた場合は、責任を負わない。法律に別段の定めがあるときは、それに従う。

第30条【正当防衛】正当防衛により損害を生じた場合は、責任を負わない。防衛が必要な限度を超え、損害を与えたときは、過剰防衛者がこれに応じて責任を負う。

第31条【緊急避難】緊急避難により損害を生じた場合は、緊急事態をもたらした者がその責任を負う。緊急事態が自然現象により生じたときは、緊急避難者は責任を負わず又は適切な補償を与えるものとする。緊急避難の措置が不適切であり又は必要な限度を超えたことにより、損害を与えたときは、避難者が相当の責任を負う。